

11月9日～15日

# 秋の火災予防運動



期間中:本町は午後6時にサイレンを鳴らします。



## 住宅用火災警報器は設置していますか？

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により**すべての住宅に設置が義務**付けられています。**寝室**や**階段**の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。

### 第45回石橋地区少年消防クラブ防火標語展 《秋季最優秀作品》



『火の用心 チェックが肝心 これで安心』

なかむらは いし  
明治中学校 2年 中村 葉衣司 さん



住宅  
防火

いのちを守る

# 10のポイント

4つの習慣



6つの対策



消防・災害メールは  
こちらのQRから  
登録できます。



## 火災と 救急・救助は 「119番」

- 下野市・壬生町・上三川町
- 石橋地区消防団連絡協議会
- 石橋地区危険物保安協会
- 石橋地区女性防火クラブ  
連絡協議会

▶問い合わせ先＝  
石橋地区消防組合(代表)  
☎0285 (53) 1119  
総務課 防災係  
☎0285 (56) 9115

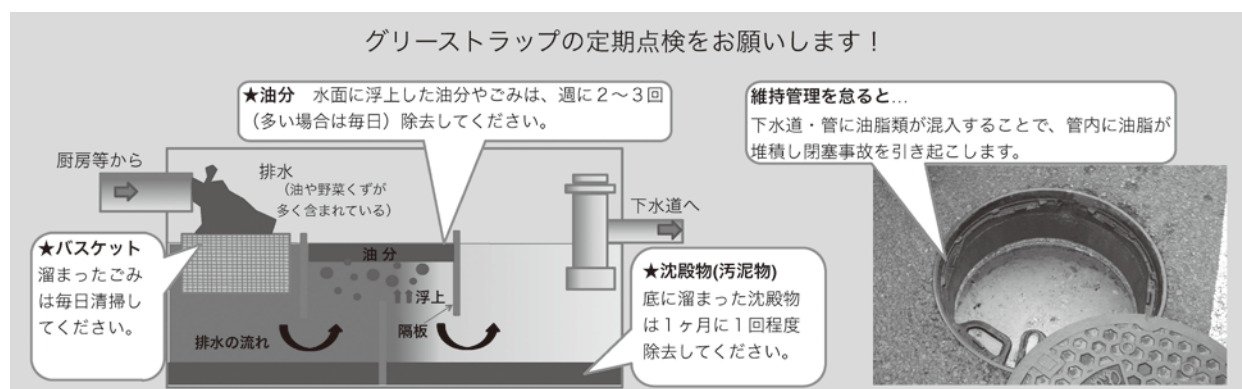
政府広報オンラインより引用

## グリーストラップを使用している飲食店のみなさまへ

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために厨房の排出先に設置されています。冬場は排水管内で油脂分が冷やされ固着することによって、非常に詰まりやすい状況になります。排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設備の修繕費用についてはお客様負担となり、管路清掃には多額の費用がかかってしまいます。

また、下水道本管であっても、お客様の過失と判断された場合、復旧に要した費用をお客様にご負担いただく場合もありますので、グリーストラップの定期的な清掃をよろしくお願いします。

一般的な維持管理方法は下記のとおりです。利用状況によって、排出する油脂分やごみの量が異なりますので、排出量に応じた適切な管理をお願いします。



▶問い合わせ先＝上下水道課 下水道業務係 ☎0285(56)9167

## 「上三川町第8次総合計画(案)」に関するパブリックコメントの実施について

町では、今年度、上三川町第8次総合計画の策定を進めております。素案について公表し、町民の皆様からのご意見等を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方をつけて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶ 公表する資料名＝「上三川町第8次総合計画(案)」
- ▶ 資料の閲覧期間＝11月26日(水)～12月26日(金)
- ▶ 閲覧方法＝町ホームページに掲載するほか、役場庁舎3階企画課窓口にてご覧になれます。
- ▶ 意見等の提出期間＝11月26日(水)～12月26日(金)午後5時【必着】
- ▶ 意見等を提出できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、本町に対し納税義務を有する方、本計画に利害関係を有する個人・法人等
- ▶ 意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先＝企画課 総合政策係 ☎0285(56)9118